

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和4年3月30日

2. 認定事業適応事業者の名称

関西エアポート株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

（1）事業適応に係る事業の目標

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受け、各国及び日本政府の出入国制限が拡大・継続しており、当社事業は大きく影響（大幅な減収・減益）を受けている。

そのような中でも、ウィズ・コロナにおける旅客ニーズの変化（旅客ターミナルビル内の距離の確保や非接触・非対面化など）に対応するため、安全・安心に移動、滞在できる空間を構築し、新たなサービスを提供することを成長戦略としたい。

具体的には、関西国際空港の旅客ターミナルの整備（具体的にはファストトラベルの導入や出発ラウンジ等の拡大等）に取り組むことで、安全安心を基礎とした旅客体験の向上へ繋げ、旅客ニーズの変化に対応した新たなサービスを提供する。

この取組みの結果として、関西国際空港が、2025年に開催される日本国際博覧会（大阪・関西万博）を控えた関西へのゲートウェイとしての重要な役割を果たすとともに、ウィズ・コロナ時代の国内外からの新規旅客の獲得等を図っていく。

（2）その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

計画終了年度である2027年3月期のEBITDAマージンが、基準年度である2021年3月期を5%ポイント以上上回ることを目標とする。

（3）財務内容の健全性の向上を示す目標

2027年3月期において、有利子負債がキャッシュフローの10倍以下、経常収支比率は100%を上回ることを目標とする。

（4）事業適応の類型

成長発展事業適応

（5）計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

(選定の理由)

関西エアポート株式会社は、同事業においてこれまで旺盛なインバウンド需要に対応するためサービスの拡充を進めてきたが、今後も引き続きポストコロナにおける旅客ニーズの変化に対応した空間やサービスを提供すべく、事業適応を実施していく。

(6) 事業適応の具体的内容

ポストコロナを見据えた取り組みとして、現在の空港内諸手続きの有人対応や旅客ターミナルビル内の混雑等が課題となることから、感染症対策と空港機能向上の両立を図る必要がある。

この対応として、旅客のニーズ変化を捉えた新しいサービスを提供することで他空港との差別化を図り、売上と旅客の回復を見込む。

具体的には、現在有人で実施されているチェックイン（搭乗手続き）やバゲージドロップ（受託手荷物預入）、搭乗までの各種ゲートの通過を自動化等することにより、従来と比較すると非接触・非対面で迅速に手続きが可能となるようなサービスを提供することを計画している。これらを実現するため、旅客ターミナルビルの整備を進め、合わせて、混雑の解消に資する空間の確保や売り場面積の増大に取り組む。

以上により、計画終了年度である令和9年（2027年）3月期において、新サービスに伴う構内営業収入（免税）の売上高の合計額が全体の売上高の1%以上になることを目指す。

- ・ 産業競争力強化法第21条の28第1項の規定に基づく経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準への適合：有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期 2022年4月1日

終了時期 2027年3月31日